

安心して学べる環境づくり

しゅうがくえんじょせいど

## 就学援助制度

# シュウガク エンジョ

### 就学援助制度とは？

学校教育法などにもとづいて、**小・中学校**の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。

修学旅行費



給食費

新入学用品費



医療費



学用品費

校外活動費



援助の内容・対象者は市町村によって異なります。

就学援助イメージキャラクター  
ツクロウくん

県HPもチェック!

あなたも **シュウガクエンジョ** 利用できるかも！  
子どもたちの、安心して楽しい学校生活のために活用を!!







学用品や毎月の給食費、修学旅行費の工面が大変そう…。そんな時には、  
就学援助の申請を検討してみませんか。沖縄県内でも小・中学生のいる  
多くの家庭が利用している「就学援助制度」。気軽にご相談ください。

## 申請から受給まで



### お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



### 申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



### 審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



### 就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。\*援助の内容によって異なります。

## 就学援助制度 Q&A

就学援助制度を正しく理解しよう!



### くわしいことはどこに聞けばよいのかしら?

就学援助制度は市町村がおこなっていて、自治体ごとに認定基準や手続き、支援内容が違うよ。  
住んでいる市町村教育委員会が、お子さんの通う学校へ問い合わせしてみね。



### 就学援助でもらったお金は、後で返さなくてはいけないの?

貸し付けではないよ。安心して利用してね。



### だれでも就学援助を申請できるの?

小・中学生のいる家庭なら、申請はだれでもできるんだ。



### だれでも就学援助を利用できるの?

市町村ごとに異なった認定基準によって審査を行い、認定されたら支給されるよ。



### 毎年申請が必要なの?

中学校を卒業するまで毎年審査が必要なので忘れずに申請してね!



### 周りの目が気になっちゃって…。

周りの目が気になるなら、申請は学校や市町村教育委員会に相談してみね。



## 利用者の声

利用してよかったという  
声がたくさん聞けたよ!

- 絵の具セットや習字セットなどの出費があるので制度があると安心! (30代)
- 給食費の援助もあるので助かります。(30代)
- 子育てに余裕ができたので利用してよかった! (20代)
- 返す心配がないので安心。(30代)

就学援助制度の内容・対象者は  
市町村で異なります。

詳しくは、お住まいの市町村教育委員会が、  
学校にお問い合わせください。



# 就学援助（準要保護）の申請について

- 1 対象者 (1) 生活保護を受けていたが、生活保護廃止になった世帯  
 (2) 市町村民税が非課税の世帯  
 (3) その他必要と認められた世帯（保護者が病気で働けない等）



## 2 就学援助の内容

援助費の種類	援助費の内容	年間支給額				振込先
		小学校		中学校		
		1学年	2~6学年	1学年	2~3学年	
1 学用品費	ノート・鉛筆・消しゴム・校納金等	11,100円		21,700円		保護者口座
2 通学用品費	靴・カサ・雨靴等通学時に使用する用品		2,170円		2,170円	
3 新入学児童学用品費	小1、中1を対象に入学に係るカバン・制服の費用等	40,600円		47,400円		
4 校外活動費	遠足や社会見学の見学料やバス料金等	(上限) 宿泊なし 1,510円 宿泊あり 3,470円		(上限) 宿泊なし 2,180円 宿泊あり 5,840円		
5 遠距離通学費	指定学校に通っていて、遠距離通学と認められた児童生徒が対象	実費 (片道4km以上の児童)		実費 (片道6km以上の生徒)		
6 修学旅行費	参加者が対象	上限 10,000円		上限 50,000円		
7 医療費	虫歯、中耳炎、副鼻腔炎、結膜炎等「学校病」を治療する場合に援助	保険適用額を除いた自己負担額				

※1,2,5については、年間支給額を3期に分けて支給(口座振込)します。

※3については入学前に支給されていない世帯が対象です。

## 3 申請の時期

	申請時期	認定結果	支給対象月
当初認定	毎年5月中旬頃	7月中旬頃	4月から
追加認定	7月以降毎月申請受付	申請の翌月	申請の翌月から



## 4 申請方法

**就学援助申請書を学校へ提出する。**

※課税状況の確認をしますので、所得がない場合でも住民税申告をしてください。(税務課)

※市外からの転入の方は、所得課税証明書の提出をお願いします。

※申請は毎年度必要です。

※申請書は小・中学校又は教育委員会学校教育課で受け取ることができます。

【お問い合わせ先】

通学している小・中学校 または  
 名護市教育委員会学校教育課学務係  
 TEL:0980-53-1212(内線381)



小・中学校に通うお子さんをお持ちの保護者の皆様へ

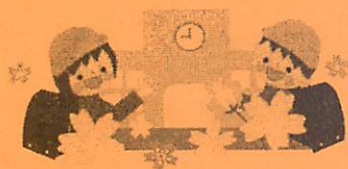
## 就学援助（準要保護）について



名護市では、経済的にお困りの保護者に、学用品費・  
修学旅行費・医療費など、費用の一部を援助しています。

この援助を受けるためには、申請書を学校に提出し、認定を  
受けることが必要です。

※申請についての詳細は裏面をご覧ください。



### 【お問い合わせ先】

通学している小・中学校 または  
名護市教育委員会学校教育課学務係(市役所2階)  
TEL：0980-53-1212（内線381）

特別支援学級へ入級するお子さんをお持ちの保護者の皆様へ

## 「特別支援教育就学奨励」について

特別支援学級で学ぶ際に教育に係る費用の一部を補助する制度です。

※新入学学用品購入時（ランドセル等）の領収書等を提出していただく必要が  
ありますので、提出時期まで大切に保管しておいてください。

※他の就学援助と重複して受けることはできません。



### 【お問い合わせ先】

通学している小・中学校 または  
名護市教育委員会学校教育課学務係  
TEL：0980-53-1212（内線381）

## 令和2年度 就学援助申請書 (同意書・委任状及び口座振替依頼書)

住所	名護市		令和2年1月1日現在、名護市以外に在住していた場合の市区町村名		市・区 町・村
保護者氏名	電話番号		自宅	携帯	
世帯員					
児童生徒記入欄 (小中学生)			その他 (小中学生を除く)		
氏名	生年月日	学校名・学年	氏名	生年月日	勤務先
	平成 年 月 日	学校 年組		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	平成 年 月 日	学校 年組		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	平成 年 月 日	学校 年組		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	平成 年 月 日	学校 年組		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	平成 年 月 日	学校 年組		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	平成 年 月 日	学校 年組		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
申請理由					
同意書・委任状及び口座振替依頼書					
名護市教育委員会教育長 殿					
就学援助の可否判断のため、世帯員に係る収入や課税状況・住民記録等を貴市所有の原簿から調査・収集・閲覧することに同意します。					
また、必要に応じて、民生委員・児童委員等へ認定可否の情報を提供することに同意します。					
なお、認定された場合は、学校給食費については教育委員会に、中学校修学旅行については学校長に、その請求・受領を委任し、現金支給分については下記の口座へ振り込まれるよう依頼します。					
令和 年 月 日 保護者氏名 印					
振込先	金融機関名		支店名	口座番号	
	フリガナ 口座名義人	-----			
校長所見					
上記児童生徒を要保護・準要保護児童生徒として認定していただきますよう申請いたします。					
令和 年 月 日					
名護市教育委員会教育長 殿 名護市立 名護中学校長 根路銘 国斗 印					
備考					
※注意事項					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・太線の中だけボールペンで記入してください (鉛筆で記入されている場合は受理できません)。</li> <li>・世帯員は住民票どおりに記入してください。</li> <li>・上記に保護者の押印がない場合や書類の内容に不備があると認定できません。</li> <li>・小学校と中学校に兄弟姉妹がいる場合は両方の学校に提出が必要です。</li> <li>・未申告の場合は課税状況が確認できないため、認定できません。</li> </ul>					